

(サウナ設備)

第6条の2 サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
- (2) サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第2条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。

【解釈及び運用】

1 第1項第2号は、電気、ガス等の熱源の供給を、万一温度が異常に上昇した場合に遮断することができる装置について規定したもので、炎検出装置と遮断弁を合わせたものや過熱防止装置等がこれらに該当する。

(1) 「サウナ室」とは、室内全体を熱源によって温度90～120℃（湿度5～10%）とし、この中に入って身体を暖め汗を流す乾式（本格的なものは、若干の水蒸気を用いる。）の高温低湿の熱気浴室をいう。

(2) 「放熱設備」には、電気ヒーターが一般に多く用いられているが、その他に熱風炉で発生した熱風をダクトでサウナ室内に送る方式のもの、高温の蒸気をサウナ室内のスチームラジエーターで熱交換し、熱気を作る方式と電気ヒーターを併用する方式のもの又は固体燃料を燃焼させる方式のものなどがある。

(3) 「直ちに熱源を遮断することができる手動及び自動の装置」とは、放熱設備の異常な温度上昇による出火を防止するため、手動と自動で熱源を遮断する安全装置である。

電気ヒーターの場合は、一般に温度ヒューズと電源遮断スイッチを使用している。温度を自動的に調節する温度制御装置は、熱源遮断装置には含まない。これは制御装置では、一般的に異常な温度上昇が遮断されても、再び温度が下がると通電し、危険な状態が繰り返されて、遂に出火に至るという危険性を防止するためである。

なお、熱源が遮断された場合は、異常発生原因を徹底的に究明したうえ、必要な措置を講じてからでなければ復旧してはならない。また、この装置は、個人の住居に設けるサウナ設備にも適用される。

2 第2項

第2条の炉の位置、構造及び管理についての規定が同条第1項第1号及び第10号から第12号までを除いて、サウナ設備に準用されることを規定している。

「火災予防上安全な距離」については、次のとおりである。（表1参照）ただし、いす、腰板、ベッド等で、不燃材料とすることが困難なものは、その表面温度が100℃以下となるよう、これらのものと熱源とを不燃材料で遮断し、かつ、容易に点検できる構造としたときは、この限りでない。

表1 火災予防上安全な距離

種 類	保 有 距 離	
	上 方	側 方
電 気 ヒ ー タ ー	1.5m以上（3.0m以上）	0.6m以上（1.0m以上）
熱 風 送 風	0.1m以上（0.5m以上）	0.1m以上（0.5m以上）
スチームラジエーター	0.1m以上（0.2m以上）	0.1m以上（0.2m以上）

注（）内の数値は、熱の放射に方向性のある場合の保有距離を示す。